

第 3 分 科 会 (No. 7)

1 日 時 令和 6 年 3 月 1 9 日 (火)
午後 3 時 1 8 分 開会
午後 4 時 5 8 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (1 8 人)

主 査	森 本 由 美	副 主 査	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	中 島 慎 一
委 員	渡 辺 均	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	富 士 川 厚 子
委 員	本 田 忠 弘	委 員	河 田 圭 一 郎
委 員	浜 口 恒 博	委 員	泉 日 出 夫
委 員	出 口 成 信	委 員	山 内 涼 成
委 員	松 尾 和 也	委 員	三 原 朝 利
(委 員 長	森 結 実 子	副 委 員 長	荒 川 徹)

4 欠席委員 (0 人)

5 出席説明員

市 長	武 内 和 久	危機管理監	山 本 浩 二
環 境 局 長	柴 田 泰 平	建 設 局 長	石 川 達 郎
建 築 都 市 局 長	上 村 周 二	消 防 局 長	本 脇 尉 勝
			外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長	中 島 智 幸	委員会担当係長	梅 崎 千 里
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第1号 令和6年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案について市長質疑を行った。
2	議案第6号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計予算	
3	議案第7号 令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算	
4	議案第10号 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算	
5	議案第11号 令和6年度北九州市土地取得特別会計予算のうち所管分	
6	議案第12号 令和6年度北九州市駐車場特別会計予算	
7	議案第22号 令和6年度北九州市上水道事業会計予算	
8	議案第23号 令和6年度北九州市工業用水道事業会計予算	
9	議案第24号 令和6年度北九州市交通事業会計予算	
10	議案第26号 令和6年度北九州市下水道事業会計予算	
11	議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正について	
12	議案第45号 北九州市営住宅条例の一部改正について	
13	議案第46号 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について	
14	議案第65号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	

8 会議の経過

○主査（森本由美君）開会いたします。

議案第1号のうち所管分、6号、7号、10号、11号のうち所管分、12号、22号から24号まで、

26号、32号、45号、46号及び65号の以上14件を一括して議題とします。

ただいまから市長質疑を行います。

市長質疑は2時間程度となっております。質疑の持ち時間は、所属議員4人以上の会派は27分とし、その他の会派はそれぞれ7分とします。質疑は大会派順に行います。なお、答弁は着席のままで受けます。

それでは、質疑に入ります。自民党・無所属の会、西田委員。

○委員（西田一君） 令和6年度予算案建設局所管分、道路一般維持事業等についてお尋ねします。

令和6年度予算案に関して、例えば建設局所管分、道路一般維持事業等において、予算事務事業の棚卸しによる見直しで、従来より減額された予算案が計上されています。具体的には、道路等の除草等の回数が削減されるようであります。

市民生活に身近なインフラの除草等維持管理については、市民の安全、衛生上、また景観上、重要な行政サービスであります。現状でも不十分な認識であります。これをさらに削減することに大きな懸念を抱かざるを得ません。少なくとも、道路一般維持、河川維持、公園等維持管理の各事業のうち、除草等に係る予算事務事業の棚卸しの影響で令和5年度予算から削減された1億7,432万4,000円に関しては予算案を増額修正すべきと考えますが、市長の認識を伺います。以上です。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 西田委員の御質問にお答えいたします。

道路一般維持事業等につきましてということでございます。除草に係る削減についてのお尋ねがございました。市政変革の取組の一つとして今回行いました事務事業の棚卸しにおける道路等の除草の在り方の見直しについての御質問をいただきましたが、そもそも私がどのような思いでこの除草につながる市政変革に取り組むのかというところからお答えしたいと思います。

市政変革の本旨は、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中においても北九州市が都市としての魅力を高め続け、多くの人や企業を引きつける都市としてあり続けるために、市民全体の英知を結集して行財政の運営の在り方を再構築していくことにあります。改革を進めなければならない。様々な財源制約の中、あるいは低成長の中でしっかりと改革を進めなければならない。

少子高齢化の進展等による福祉、医療関係経費の増加、公共施設の老朽化などが北九州市の財政を圧迫し続ける中、これまでの資源配分を変えずに未来へ向けて効果のある政策にシフトしなければ、未来の投資に向けて振る袖がなくなってしまう。将来の子供の世代、そして御高齢の世代、こういった方々の生活を守るための振る袖をしっかりとつくっていく。そのために改革をしていかなければいけないという、そういう現実には私たちは今直面しております。

未来への投資のために振る袖をつくるためには、これまで長年据え置かれ、固定化されている事業や施策を検討のそ上にのせる。社会経済情勢の変化に対応しているのか、持続可能な枠組みとなっているのか、費用対効果は確保できているのかといった視点から大胆に見直し、未来志向で挑戦をしていくことが求められると考えております。

こうした中で、インフラ整備につきましては、特に北九州市が管理する道路について申し上げますと、旧5市のインフラ施設を引き継ぎつつ、その時々々の行政課題に応じてそれぞれの地域の均衡ある発展を図りながら整備を進めてきており、市が管理する道路は約4,200キロメートル以上となっております。こうした路線の中には、高度経済成長期に集中的に建設され、老朽化が進行しているものもあり、例えば若戸大橋をはじめとするインフラ施設の長寿命化対策も喫緊の課題となっております。また、近年の物価、資材の上昇に伴う経費の増加にも対応が求められております。

道路行政をめぐるこのような大局的な情勢を踏まえた上で、今回の御質問にある除草については、一つは人手不足、それから地球温暖化といった外部環境が変化する中においても、将来にわたって持続可能性を高める必要があるということ。また、除草以外の道路全般の維持に要する経費の増加を見据えた予算配分が求められていることといった観点から、道路、河川、公園の除草等を含む維持管理費全体を見渡して予算編成に当たる必要があります。そうした中で、今回の予算編成に反映したところでございます。

除草についてですが、これまで、定期的な除草に加えまして、安全上、支障がある場合などにはその都度、局所的、臨時的な対応を行ってきているものでございます。しかしながら、こうした除草だけでは道路などのインフラ施設を常時良好に保つことは容易ではなく、人手不足や地球温暖化の影響への対応が求められる中で、除草に係る構造的な改革にスピード感を持って取り組むことが必要と考えております。そこで、現在の雑草が伸びたら刈るという除草主体の対策から、そもそも雑草が生えないようにする防草対策へシフトをしていくこと。つまり、除草から防草への構造的な改革に着手することとし、中長期的に持続的かつ効率的、効果的な維持管理を目指すこととしたいと考えております。

こうした意味で、令和6年度、除草改革の元年とも言うべき年と位置づけまして、防草対策を着実に進めるとともに、新技術の活用などによる除草、防草のイノベーションにも取り組み、また、あらゆる政策の総動員を図りまして、他の事業が潜在的に持つ防草効果の活用も図ることによって構造的な改革にチャレンジをしていきたいと考えています。具体的な防草対策といたしましては、これまでも行ってきましたが、中央分離帯のコンクリート舗装化を引き続き進めていきます。さらに、現在試験的に行っている雑草を抑制する地被類の植付け、舗装と縁石の目地部分へのシートの設置などの新技術について効果を検証するとともに、国や他都市の新たな防草対策に関する情報収集や試験施工なども行ってまいります。

また、道路の維持管理費の枠組みにおける対策に加えまして、あらゆる政策を総動員して防草対策に取り組むこととします。具体的には、他の事業として掲げられている安全な歩行空間確保のために実施する歩道の拡幅、自転車レーンの設置に合わせた植樹帯の撤去、モノレールの長寿命化工事に支障となる中央分離帯内の樹木の撤去とコンクリート舗装化などを進めることによって政策間の相乗効果を生み出し、防草対策にもつなげてまいりたいと考えています。

このように、予算を総合的に賢く柔軟に使いながら、除草から防草へという基本姿勢に基づいて改革を進めていきたいと考えています。その際に大事なことは、除草の管理水準を低下させないこと、そして除草の負担を地域に転嫁しないことであると考えております。毎年、降雨量や日照などの気象条件によって雑草の繁茂状況、どれくらい生い茂るかという状況が変動する可能性もあり、その時々状況を踏まえつつ、日頃から市政に御協力いただいている地域の方々の負担を増やさないという観点からも柔軟かつ弾力的に対応していくことが重要でございます。このために、道路、河川、公園の維持管理予算は前年度とおおむね同程度の111億円を計上しておりまして、除草について、もしもこ入れが必要だと考えられる場合には、まずはその中で必要に応じて柔軟かつ弾力的に執行するなど、時々状況に応じて適切に対応してまいります。

また、これはあらゆる事業分野において言えることですが、予算の成立後、情勢の変化により必要が生じた場合には、まずは柔軟かつ弾力的な予算執行を行うことが求められます。加えて、状況に応じ、もしもさらなる対応が必要という場合には、補正予算を含め所要の措置を検討すること。これは制度上、想定されていることでありまして、除草についてもそれと同様の考え方も持ちながらしっかりと事業運営をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、こうした考え方にに基づき、中長期的な視点、そして大きな予算構造を見渡した上で、しっかりと除草の管理水準を担保しつつ地域に負担を転嫁させないという考え方の下で、来年度から、除草から防草への構造的な改革、これにチャレンジをしていきたい。構造的な改革、持続可能な除草というのを実現していくために取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 御答弁ありがとうございました。まず、市長の答弁を全般的に伺っていて、今議会での本会議、それから予算特別委員会を含めた議論の内容に対する答弁としては、少しさま変わりしたな、模様替えしたなという印象を持っております。

というのが、防草対策に非常に力を入れるということで、確かに防草対策も予算特別委員会の議論の中には出てきましたが、自民党だけではなく他の会派も含めて我々が終始一貫訴えてきたのは、予算事務事業の棚卸しによる見直しによって、除草回数がこれまで年に2回だったところが1回になると。我々はそこを懸念して、今回、議会でいろんな発言をしてきたわけで

ございます。それで、再度お尋ねします。

棚卸しにおける除草回数を、特に道路においては年に2回やっていたところを1回にすると。ここの部分について、除草の回数については、これまでの答弁によると、いやいや、例年どおりやるんだということでしたが、再度御見解を伺いたいと思います。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 議会では、除草回数の見直しについては精査するという言い方をさせていただいておりますけども、これはあくまでも予算事務事業の見直しにおいて、例えば防草対策を実施することで2回するところが1回になるということでございます。委員会でも2回から1回へという話をさせていただきましたが、除草を1回実施してコンクリート舗装化することで、2回目の除草が不要になるということでございます。

その後、地域の方々から、例えば公園の草刈りが2回から1回になるのではないかと、道路の除草回数が減るのではないかと御心配の声をいただきました。そのため、各区の連合会長に、防草へのシフトの話であるとか、これまでどおり除草の管理水準を下げないこと、また地域に負担を転嫁しないということなど、市の姿勢をきちんと御説明いたしました。それに御納得いただきまして、ぜひ除草を進めてほしいという賛同する意見もいただいたところでございます。

今後も、予算を認めていただいた後には、令和6年度においても予算を総合的に賢く柔軟に使いながら、しっかりと防草対策に取り組んでいきたいと考えてございます。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） お尋ねします。

我々は現在、市内を車や歩きで見回っていると、年に2回の除草、草刈りであっても足りていないと感じています。あちこち草がぼうぼうな植樹帯等々を見かけるんですが、この現状についてまず御認識をお尋ねしたいと思います。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 委員が言われるように、道路などのインフラ施設を常時良好な状態に保つということは容易でないと思っております。だからこそ、現在の除草主体の対策から雑草を生えなくする防草対策へシフトしていくという構造改革に着手して、見直すこととしております。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） それでは、これだけ市長が防草対策に注力するとおっしゃったので、例えば中央分離帯のコンクリート化等々、防草対策予算に関しては、令和5年度に比べて令和6年度はどの程度増額になっているのか。予算書あるいは予算の説明書において、どこを確認すればそれが見てとれるのか教えてください。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 まず、来年度の防草対策に関する予算ですが、中央分離帯のコンクリート化については計画的に取り組んでおりますが、年度により事業費は変動することとなっております。令和6年度は、令和3年度から令和5年度にできなかった箇所があり、その部分を計上しております。2キロメートル、約1,700万円でございます。予算書につきましては、道路景観事業費の中に計上させていただいております。

また、雑草を抑制する地被類の植付けでございますとか目地部分へのシートの設置など、新たな防草対策も試験的に進めているところでございます。これらの効果を見極めてから、令和7年度以降の予算に計上していきたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） ですから、繰り返しお尋ねします。

令和6年度の防草対策予算は、先ほどこれだけ市長が力を入れられて御答弁いただいたので、前年度予算に比べて金額ベースでどれぐらい増えているのか。今の御説明だと、過年度にやれなかったところをやるということにとどまただけで、力を入れるのであれば、どの程度増額して、距離でいったら何キロメートル新しいところをするのかお尋ねします。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 まずは、先ほど言いました令和3年度から令和5年度の残りをやっていきます。その後、中央分離帯のコンクリート舗装につきましては、令和6年度は、例えば道路予算でいいますと、道路維持費が全体で80億円というのがあります。そういった中で必要なところはやっていきますし、まずは植樹帯のコンクリート化とか、要は雑草対策を、現場のまちづくり整備課と共に場所などを検証しながらやっていきたいと。令和6年度はその予算をということでございます。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 防草予算の数字は確認させます。たしかちょっと減っていたんじゃないかと思いますが。防草に対する考え方については2つ留意することがありまして、まず、防草の予算というのはこの部分を舗装していこうということで毎年計画されていて、それによって今年は大きいく年、そうでない年、上下動があるということが一つあります。加えて、防草の発想を変える必要があると。防草のための防草の事業ということだけではなくて、政策を総動員する必要があると。ほかにも様々な事業の中で工夫することによって、防草の効果を出せるものがあるんです。他の事業として計上されていますけども、安全な歩行空間のための歩道の拡幅、自転車レーンの設置に合わせた植樹帯の撤去、モノレールの長寿命化工事に支障となる中央分離帯内の樹木の撤去とコンクリート舗装化などを併せ講じることによって、防草の相乗効果を出すと。こういうふうを考えていこうというのが改革の考え方なんです。防草だけのための事業をするということではなくて、ほかの事業でも防草の成果が出るような事業の展開の仕方を

していく。これが今回の一つの考え方です。それも併せて防草にシフトをしていくと、そういう考え方でございます。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 例えば今、市長からモノレールの下の中央分離帯の防草のお話がありましたが、モノレールの柱の耐震化はもう何年間もかけてやっています、この間ずっと、植樹だったところをコンクリートにして防草をやっているわけなんです。私が尋ねているのは、そういう従来からやっていることじゃなくて、令和6年度において新たに防草対策としてうんぬんという話しをしているんですが、ここはもう議論がかみ合いませんので、今日の本題に移りたいと思います。

棚卸しによって回数を2回から1回にするというような、要は除草の回数を削減するというような説明があったわけですね。それに関して、今回の本会議あるいは予算特別委員会において、いやいや、そうじゃないんですよと。事務事業の棚卸しの見直しについては、確かに各事業ごとに、例えば道路一般維持あるいは河川維持、あるいは公園管理維持等において減額にはなっている。つまり、草刈りを年2回やっていたところを1回にするという、そういった内容の減額にはなっているけど、道路維持の80億円の大枠の中でやりくりして賢くお金を使いますというような答弁がございました。そこは間違いありませんよね。

我々が当初予算案を審議するに当たって最も重要視するのが、令和6年度北九州市一般会計予算書、それから一般会計予算に関する説明書なんです。その説明書の中に、やりくりして除草の回数は減らしません、従来どおりやりますという、そのやりくりが見てとれる説明書きが果たしてあるのか。我々はそうは読み取っていないんですが、どこを読めば、どこを見ればそれが書いてあるんですか。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 先ほど申しましたように、予算書の中でということであると、款項目とございます、款項の話になりますけれども、先ほど言いました80億円の中で、実際に令和5年度から令和6年度、変わってございません。その中で柔軟な対応をしていきたいということでございます。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 補足しますが、予算編成において、あらかじめそういったやりくりは想定しています。やりくりは目の中でやっていくんですが、それは制度上、当然に想定していることであって、それを明確にどこかに付記しているというものではなくて、現在計上している予算の中でしっかりと対応していくということが前提です。今御指摘されたやりくりが何を意味しているのが判然としないところもありますけれども、大きな予算の枠の中で時々状況に応じて目の中で予算をやり取りするというのは、これは当然、制度上、想定されていることでもあります。例えば道路維持費でいうと道路照明灯の電気代などがございますけれども、電気料金などは燃料

高騰の影響なども受けますし、国が激変緩和として補助金を出すというようなこともあって、非常に価格が読みづらいというところがありますよね。そういったところで各月の執行状況を集計しまして、その中で見積りよりも執行が少ない、あるいは多いということもあります。そうした場合にやりくりと申しますか、その中で予算を適正に使っていくということは当然あり得ることで、令和5年度は令和4年度と同額を当初予算に計上していたけども、見積りに対して6,000万円程度下がるというような見込みもあって、そういった上下動というのは予算の編成上に当然に内包されているものだと御理解いただきたいと思います。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） ということは、我々は今回、ほかにもたくさんある中で、道路、河川、公園等の除草に関してだけをまず絞って申し上げていますが、街路灯のLED化も令和5年度に比べて事業費としては見直しによって減額になっていると思います。市長の今の御説明だと、我々の申し上げているところ以外でも、街路灯のLED化も80億円の中から増額する、棚卸しでは減額になっているけど増額するというのを今おっしゃったと思うんですが、そう受け取ってよろしいんですか。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 増額という話ではなく、予算の枠の中でやっていくという話でございます。LED化も確かに進めておりますが、かなりパーセンテージも上がっておりまして、それを少し後に遅らせてもやれるということから、先ほど言いましたように、取りあえず全体の枠の中でやりたいということでございます。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） いずれにしても、我々としては、当初予算においてやりくりするというようなことが予算議会で議論になるということが、そもそも本来の趣旨とは違っていると申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 そこをもう一回補足だけさせていただきますけども、現在計上している予算でやるのが大前提です。大前提です。その上で、やりくりが必要な場合は、ということで提起されたので、先ほど例示もさせていただきました。そして、やりくりがもしも必要になった場合は、制度上それが想定されているので、その中でやりくりするという担保措置もありますということをお説明させていただきました。当然、計上されている予算でしっかりと対応していく。それで、しっかり除草の管理水準を維持していく。そして、地域の負担に転嫁をしない。ここは私、しっかりと対応していきたいと思っております。

○主査（森本由美君） 西田委員。

○委員（西田一君） 繰り返します。予算に対する事業費は、予算案の説明書も含めて、予算計

上によって担保すべきものであると申し上げて、終わらせていただきます。

○主査（森本由美君） 進行いたします。公明党、松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 到津の森公園の今後についてお伺いします。

今年に入り、到津の森公園にてキリンが亡くなり、キリンについてはゼロ頭になりました。

近年、ワシントン条約締結国会議における絶滅危惧種の指定における規制や、日本動物園水族館協会 J A Z A における動物福祉に関する基準、適正施設ガイドラインが示され、今後の課題として、飼育できる動物種が制限されるのではないかと懸念されています。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、具体的な新たなキリン導入計画予定についてお伺いします。

2点目に、今後、ワシントン条約締結国会議での制約や、日本動物園水族館協会 J A Z A における動物の福祉や繁殖を含めた飼育できる動物について考えるべきです。今後も、持続可能な到津の森公園として、ゾウやライオンなどの人気動物の飼育などの市民要望をかなえつつ、適正な動物導入計画、施設規模の拡充、整備について議論し、計画的に予算を考えるべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○主査（森本由美君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 私からは、地方創生の実現に資するサーキュラーエコノミーの推進についてお伺いします。

本市の令和6年度当初予算案では、稼げる産業づくりの一環として北九州グリーンインパクトを推進するため、新規にサーキュラーエコノミー基盤形成促進関連事業を提案されております。

また、本市は、市内に事業所を有する企業や大学と共に令和4年6月に産学官の連携組織、北九州循環経済ビジョン推進協議会を設立し、本年3月13日には、この協議会総会において資源循環における具体的な事業化案件を創出するためのプロジェクトチームである分科会を立ち上げ、サーキュラーエコノミーの推進プロジェクトを始動しました。これにより、事業化に向けた動きが加速されることを期待しています。

また、公明党としても、各地方議会で、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進を求める意見書を提出させていただいたところであります。これまでも公明党は、平成30年定例会において、本市における産学官民等の協働によるサーキュラーエコノミー推進のための研究会の立ち上げを提案し、市長からは、環境産業に関連する570余りの企業、団体、大学等で構成される北九州市環境産業推進会議を平成22年度に設立し、産学官民が連携し、環境産業の創出、高度な環境人材の育成などを進めています。今後ともサーキュラーエコノミーの考え方も踏まえてこの取組を推進していきたいとの見解が示されました。また、令和4年度予算特別委員会での質問に対し、環境局長は、今後脱炭素に取り組むということは、実はサーキュ

ラーエコノミーのコンセプトをどれだけ導入できるかが成功の秘けつではないかと思っていると答弁されております。

そこで、本市におけるサーキュラーエコノミーの推進について、これまでの取組と、稼げる脱炭素の取組として、地域に新たな付加価値や雇用を創出し、地方創生の実現が期待される今後の事業化への展開について見解をお伺いします。

次に、道路、河川、公園の除草等についてお伺いします。

令和6年度の予算案における予算事務事業の棚卸しによる見直しにおいて、道路一般維持、河川維持事業、公園等維持管理事業の予算を合わせて約2億円の削減案が示されています。内容は全て、除草の回数等の精査とのことであります。これまで自治会、市民の皆さんの要望に応じて各区まちづくり整備課が柔軟に対応してきましたが、これを拝見すると、市民からの要望、町の景観など維持管理ができなくなり、市民から不満の声が出てくるのではないかと強い懸念があります。そこで、お伺いします。

今まで対応してきた除草等の市民要望に対し、令和6年度も令和5年度どおりしっかり対応すべきと考えますが、改めて市長の見解をお伺いします。以上です。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 まず、松岡委員から到津の森公園の今後についてということで、キリンのことに关してお尋ねがございました。

到津の森公園につきましては、約80種470頭の動物の生態を間近に観察できる施設で、開園から800万人を超える方に来園をいただいております。

到津の森公園も含め、国内の動物園における飼育、繁殖につきましては、野生動物の保全等を目的としたワシントン条約による国際取引の規制がある中、種の保存や動物の福祉の観点から、日本動物園水族館協会の全国的な繁殖管理計画に基づき、実施されております。具体的には、1つの動物園で全ての動物の繁殖や受入れを担うのではなく、動物園同士で原則無償の貸し借りを行うなど、相互に協力しながら飼育、繁殖に取り組んでおります。

委員御質問の新たなキリンの受入れについては、この相互協力の中で、本年中の受入れに向け、手続を進めております。正式に決まれば、明るいニュースとして市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

また、到津の森公園における飼育につきましては、動物の福祉の観点から、豊かな自然を生かし、動物の生息地を再現した飼育空間の確保、それぞれの種の特徴に合わせた餌やりなどに取り組んでまいりました。さらに、今後の方針として、到津の森公園将来ビジョンの策定過程におきまして、有識者や市民で構成された検討会議で議論を重ねまして、基本方針の一つとして、動物も人も幸せな森を掲げることとしております。その中で、動物が自然に近い状態で伸び伸びと幸せに暮らせる空間を追求し続けるとともに、動物の幸せと人の楽しみのバランスが

取れた飼育展示方法の在り方を考え続けることとしております。

このような基本方針の下、協会の繁殖管理計画や適正施設ガイドラインを踏まえつつ、市民の皆様の声も伺いながら、人気動物の導入や施設の整備などに計画的に取り組み、魅力ある公園として愛され続けるように努めてまいります。

次に、富士川委員から、サーキュラーエコノミーの推進について、これまでの取組と今後の事業展開についてお尋ねがございました。

北九州市が平成9年より全国に先駆け取り組んできたエコタウン事業は、日本最大級のリサイクル産業の集積地であり、国内外から高く評価をされております。この事業を世界経済の潮流であるサーキュラーエコノミーに対応させ、新たな付加価値や雇用を創出していくことは、地方創生につながると考えておりますし、北九州市の強みを発揮することになると考えております。

こうした考えの下、北九州市は、産学官による事業化に向けた協議会の設立や環境関連技術の開発支援などに取り組んでまいりました。その結果、近年では、古着を自動車の内装材にリサイクルする事業や太陽光パネルをリサイクルする事業などが新たに創出をされました。令和6年度予算では、サーキュラーエコノミーの推進を重点項目の一つに設定いたしまして、車載用蓄電池やプラスチックなど新たなリサイクルシステムの創出、リサイクルされたプラスチックなどの素材が製造業等で活用されるための企業連携の推進、リサイクル設備の導入補助制度の新設、エコタウン事業で培った事業支援ノウハウなどを生かした環境スタートアップの誘致や成長支援などを推進していくこととしております。

こうした取組を通じまして、新たな基本計画に掲げるグリーン掛けるテックによる持続可能な社会の実現への貢献とともに、国内外から投資を呼び込み、地方創生、そして北九州市経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

そして、併せて富士川委員から、除草の市民要望に対して令和6年度も今年度どおりしっかりと対応すべきとのお尋ねがございました。

道路、河川、公園は、市民生活に欠かせないインフラ施設であり、各区のまちづくり整備課が適切に維持管理しているところでございます。委員御質問の除草につきましては、定期的な除草に加えまして、安全上、支障がある場合など市民の皆様のご要望などを踏まえ、その都度、局所的、随時的な対応を行ってきたというものでございます。こうした除草だけでは、今後、人手不足や地球温暖化の影響への対応が求められる中、道路などのインフラ施設を常時良好な状態に保つことは容易でないということも相まって、除草に係る構造的な改革にスピード感を持って取り組むということが大事だと考えております。

そこで、現在の雑草が伸びたら刈るという除草主体の対策から、雑草を生えなくする防草対策にシフトしていくと。除草から防草に構造的に改革をするということによって、中長期的に

持続可能かつ効率的、効果的な維持管理を目指していききたいと。そのための改革に取り組んでいききたいと考えております。また、除草、防草対策だけでなく、道路、河川、公園の維持管理は市民の安全・安心を確保するために重要であると認識をしております。

また、除草に関しての改革を進めていくに当たって、大事なことは除草の管理水準を低下させないということ、除草の負担を地域に転嫁させないということ、これをしっかりとやっていくために、今回の予算をしっかりと執行していく。そして、この2つの課題をクリアしていくようにしっかりと対応していく。そのほか、あらゆる政策の総動員を図っていく、新たな技術の活用を図っていくということ。また、必要があれば、予算を柔軟かつ弾力的に執行することも当然に行っていくというようなことで、令和6年度もこれまでと同様に、除草をはじめとする市民の要望など、これは天候によっていろいろ状況変わり得ますけれども、それをしっかりと受け止めてしっかりと対応していききたいと考えております。以上です。

○主査（森本由美君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 私からは要望させていただきたいと思います。

今、市長から御答弁いただいて、今年中にもキリンの受入れをするということであり、また、動物園同士の融通等々、様々なプランも成案が出るというところで、今後、動物の福祉や繁殖を含めた議論、そして、基金を積立てして施設替えしていくような備えをしていただいて、市民要望があるゾウとかライオン、そしてキリンの飼育が継続していけるようにしていただければと思います。市民が支えて到津の森公園は現在に至っています。持続可能な運営計画をしていただいて市民に愛される到津の森公園に、さらに施策を続けていただければということで要望させていただいて、私は終わります。以上です。

○主査（森本由美君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） まず、サーキュラーエコノミーについてです。プロジェクトチームも立ち上がりましたし、大事な事業であると思います。行政と市民、また民間企業等の協働によって、ごみの処理とか分別とか、脱炭素化と持続可能な適正処理に資する資源循環の体制の強化を要望します。

また、先ほども市長からいろんな紹介がありましたけど、製品などの長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに関わる市民や消費者の意識変革や行動変容などを促して、サービスの創出等、しっかり民間団体や企業とも連携して、また、リユース製品の循環環境の整備などもしっかり支援し、取り組んでいただきたいことを、こちらは要望して終わります。

次に、除草についてです。今回、除草の予算が削減されたことによって多くの市民が不安を抱いております。先ほどもありましたけど、議場でもこの件について質疑がありましたし、第3分科会においても予算特別委員会で質問が上がっておりました。しかしながら、議場での答

弁と第3分科会での答弁、また本日の答弁、全部トーンが全く違うことになってしまいまして、聞いている私たちも不安になっておりますし、そこで、私は改めて今回、予算執行権者である市長の答弁が確実なものであると感じて質問させていただきました。

分科会においては局長が前年どおり行うということだったんですが、今日は構造的改革という答弁で、前年どおり行うにしても、構造的改革による防草対策も、とにかく私たちはしっかりやっていただきたいというのが議会や市民の意見であります。必要があればと市長も言われていましたけど、必要があってもできないことがあるのが除草とか道路の対策なんですね。私たちも要望し、市民の方も要望されるけど、予算の関係でできないっていうのが大きな原因であると思い、だからこそ私たち真剣に心配しているところであります。

物価高騰など膨張圧力があって昨年以上の予算が必要になると思った上で、また構造改革をされるということになると、昨年以上の予算が必要になるのではないかなと思うんですけど、そこについて見解がありましたらお伺いいたします。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 先ほど市長も申しましたように、まずは構造改革として防草にチャレンジしていくということでございます。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 除草の話は本当に多くの御要望があり、そして、区役所にも多くの案件といたしますか、御相談が持ち込まれるということはよく認識をしております。なかんずく、これからさらに地球温暖化といたしますか、天候もあると。すなわち、物すごく雨がどんと降って、どんと晴れると、例年になくまたぼんと増えるということもあるし、その逆もあるかもしれません。それにまた、どういうふうにこれを刈っていくのかという負担や技術をどう考えていくかという状況もでございます。

こういった中で大事なことは、もちろん、除草に関する御要望や求められる水準というのは、これはもう限りないと言ったらあれですけども、いろんな考え方や捉え方があると思います。ただ、先ほどの答弁の中で申し上げましたけども、これまでの除草水準を低下をさせない、そして地域への除草の負担を転嫁しない、この水準をしっかりと守っていく。今の水準が既にどうなんだというお考えは様々あられると思いますけれども、今必死にやっている除草の水準を低下させない、そしてその負担をどこかに転嫁しない、ここはしっかりとやっていきたいと思えます。

そのために防草対策への転換というのも、ここも今回しっかりと着手していく。予算が増えるかという話については、これは防草に転換していくことによって、防草の予算も増えて中長期的に取り組んでいけないといけない部分もあります。そこは防草の予算は徐々に増えるか、他の施策の防草効果も併せ講じて、防草に資する部分の事業はもちろんボリュームがしっかりと

とできてくる、これはそうでしょう。ただ他方で、草が減ることによって除草に係る経費というのが徐々に定常化、あるいは抑制されていくことによって持続可能な姿をつくっていくという、この改革をぜひ進めていかせていただきたい。この改革に向かってスタートしていく、そういう令和6年度。しかし、令和6年度においても除草水準の低下を招かない、そして負担を転嫁しない、ここはしっかりと対応していきます。

○主査（森本由美君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 改革を進めるというのは十分に分かりました。しっかりやっていただきたいと思います。改革を進めるに当たっては、先ほど80億円の予算の中からやりくりするという答弁がありましたけど、数百万円とか数千万円じゃなくて2億円ということで、結構大きなお金だと思います。やりくりという言葉が適切な金額なのかと思いますし、予算が見える形で担保されないと市民の安心にはつながらないのではないかと考えられるんですが、確実に執行されると思ってよろしいでしょうか。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 市民の皆様の安全・安心に関わる部分でございますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っています。

○主査（森本由美君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 今、市民の生活に関わるということで局長も言われましたけど、本当に除草は市民の生活に直結していると思いますし、市長も答弁で、市民に負担をかけないと言われておりました。そもそも、市長は市民の声を聞くということを常々言われていましたが、この草刈りの大きな削減は市民の声からだったのかと、私は本当に不思議でしょうがありません。

先ほどやりくりすると言われましたけど、やりくりするって市長が言われてしまうと、大きなざっくりの中の80億円で足りなかったら、実際今までもずっと様々な事業で足りなかったらいろんなところで補填したりされていると思います。除草に関しての予算はこの金額と言われているのに対して、私たちも承認したりしていると思うんですね。議会の質問も、この予算の金額に対しての質問となっているので、そうになってしまうとほかの事業ができなくなってしまうんじゃないかなという不安があります。やりくりされるのはいいんですけど、ほかの事業に弊害が出るのではないかと心配しております。また、この予算で執行した場合、決算で未執行になる事業が多くなるのではないかとと思うんですが、そちらについて見解をお伺いいたします。

○主査（森本由美君） 建設局長。

○建設局長 まずは予算を執行してみないと、実際にどういう形になるかというのは分かりません。先ほど言いましたように、天候の影響とか災害の影響とかございますので、未執行になるかどうかというところは予算を執行した中で考えていきたいと思っています。

○主査（森本由美君）市長。

○市長 道路維持予算は性格的に様々な状況、変化、草でいえば天候もありますけれども、先ほどの電気料金の話もありますけど、この中で大きな塊として事業運営していくというのは、本来的にこれがそういう性格のものとしてあります。ただ、先ほど仮にやりくりするとすればと、無限にやりくりできるわけでは当然ありませんので、それは地方自治法及び財政規則で規定されて、そこで制度上、想定され、許容されている範囲でやるというのは当然のことです。その範囲内でやっていくということになります。それがさっきの額の範囲であるということですので、その都度の予算審議で項目がどんどん変わっていくという、そういう意味では全くございません。

○主査（森本由美君）富士川委員。

○委員（富士川厚子君）私が先ほど未執行と言ったのは、本当はやらないといけないけど、草刈りとか防草対策に2億円につき込むためにできなくなることはないですかということを知っているんですけど、そこは大丈夫なんでしょうか。

○主査（森本由美君）建設局長。

○建設局長 そういったことがないようにやっていきたいと思っております。

○主査（森本由美君）富士川委員。

○委員（富士川厚子君）本当にこれは大きな問題だと思うんですね。誰の目線で草刈りするかしないかを決めるのかということも難しい問題だと思いますし、草が伸びていたせいで事故に遭ったとか、そういうことは絶対あってはならないことだと思います。必ずというか、しっかり執行できるようなというか、市民の方が安心して分かりましたって思えるような、市長も市民の代表ですけど、私たちも市民の代表であって、そういう意見があるということを受け止めていただきたいと思います。今回の予算でやっぱりまだ不安な、また来週になったら変わるんじゃないかと議会が不安を感じてしまうということもよくないなと思いますので、しっかりとした方向性を出していただけたらなというのは要望して、終わります。以上です。

○主査（森本由美君）進行いたします。ハートフル北九州、浜口委員。

○委員（浜口恒博君）私からは、地震による建物倒壊から市民の命を守る建物耐震強化についてお伺いします。

1月1日に発生した能登半島地震は最大震度7を観測し、この地震に伴う石川県内の住宅被害は8万棟を超え、240人を超す死者のうち222人の死因は圧死が41%、窒息・呼吸不全が22%で、いずれも倒壊家屋の下敷きになったことが原因と見られます。また、主に壊れた建物に挟まれ、身動きが取れず、寒さの影響で亡くなったと見られる低体温・凍死も14%に上がったと警察による調査結果が公表されています。

南海トラフ巨大地震が発生すれば、本市地域防災計画においては震度5弱、一部では震度5

強の揺れが想定されています。また、小倉東断層や福智山断層帯などの活断層も確認されており、大規模地震が発生した場合でも建物倒壊による悲劇を繰り返さないような備えがなければなりません。本市においては、建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的として北九州市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を図っていますが、その成果と課題についてお伺いいたします。以上です。

○主査（森本由美君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私からは、空き家対策の推進についてお聞きいたします。

本市では、危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助する老朽空家等除却促進事業に取り組んできました。この取組により、空き家対策に一定の成果があったということは理解をしております。しかし、周辺に危険を及ぼす管理が不十分な空き家等の除却には効果が十分に出ていないと私は認識をしております。

そのような中、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年12月に施行されました。この改正により、特定空家に加えて管理不全空家も、市から指導を受け、それに従わず勧告を受けると固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。しかし、本市では特定空家となる危険性がある管理不全空家の基準を現在検討中ということでありまして、対策の対象となる空き家が曖昧な状態のまま新年度を迎えることとなります。新年度において実効性のある空き家対策が可能なのか心配しておりますが、見解をお伺いいたします。以上です。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 まず、浜口委員から建物耐震強化についてお尋ねがございました。

建築物の耐震化は、地震に対する安全性向上のための重要な課題と認識しておりまして、北九州市では平成21年3月に策定いたしました北九州市耐震改修促進計画に基づき、取組を進めているところでございます。これまで、市民への啓発を行うセミナー等の開催や、耐震改修工事に要する費用の一部の助成等を行ってまいりました。その結果、住宅の耐震化率は平成20年の78.6%から、令和4年度末には90.1%と大幅に改善をしております。

他方、古い木造住宅につきましては、所有者の経済的な負担が大きいこと、リフォームや省エネ改修を優先したい、老朽化しており建て替えを検討している等の理由で耐震化が進まず、耐震化率が81.7%にとどまっていることが課題と考えております。

このため、令和5年度から、工事費の一部を助成する制度について、耐震改修工事と同時に省エネの改修を行う場合は補助上限額を25万円増額するということとともに、建て替えの際の除却費用に対する補助を新たに補助対象に追加し、耐震化を促しているところでございます。

今後も、建築物の耐震強化に対して適切に取り組み、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、泉委員から空き家対策の推進についてお尋ねがございました。管理不全空家の基準が大丈夫かというお尋ねでございました。

空き家対策を総合的に強化するため、昨年12月、改正空家等対策特別措置法が施行され、倒壊のおそれなど周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家に加え、特定空家になるおそれのある管理不全空家への指導勧告が可能となりました。また、改正法の施行に合わせてまとめられた国の運用指針では管理不全空家の参考基準が示され、所有者等による管理の状況、空き家の状態、周辺に及ぼす影響の程度等を踏まえ、各自治体で管理不全空家とする判断基準を定めるものとされております。北九州市では、この運用指針を基に、空き家の基礎や柱、屋根の破損、剥落等の状態、周辺の建物や通行人への影響の程度という視点で判断できる基準を本年度末までに取りまとめるとともに、市民の皆様への周知も図ることにより、令和6年度からはより実効性のある空き家対策に取り組むことができると考えております。

今後は、特定空家に加えまして、管理不全空家につきましても適切な指導を行うことにより、市民の皆様が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境の確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（森本由美君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） では、私から要望だけさせてもらいます。

防災対策に詳しい専門家の話でありますけども、耐震化を進めるためには、災害が起きてから多額のコストや時間をかけるよりも、事前に災害に強い町をつくっておく、いわゆる事前復興という考え方が大切だと述べています。本市では、先ほど言いましたように、小倉東断層、福知山断層帯などの活断層が確認されております。小倉東断層の30年以内の発生確率でありますけども、これは不明とされております。また、想定される震度でありますけども、震度6程度ということで、被害についても家屋被害が約1万600棟、死者が約490名、負傷者が約3,780名、そして避難者が約2万1,380名ということで想定されています。阪神・淡路大震災や今回の能登半島地震で亡くなられた方の多くは発生直後に家屋の倒壊で亡くなっていて、もし家が耐震強化されていれば救われた命もあるかもしれないと考えております。

福岡県が今、耐震診断アドバイザー派遣制度を実施しておりまして、耐震診断のみで自己負担が3,000円ですかね。耐震診断と併せて小屋裏、床下進入の調査が6,000円、そういった制度があります。本市は、この耐震制度と併せて、先ほど市長からありました補助制度があって、耐震強化をするために取り組んでいるわけでありますけども、どうしても補助制度を使っても自己負担がゼロになるわけではありませんので、なかなか進まない部分があります。

国は、2030年までに耐震が不十分な住宅を解消するという目標も示していますので、事前復興という考え方にのっとり、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられて、まだ耐震診断もしていない方に対して耐震診断を無料で行って、少し耐震化に向けての後押しをしていただいて、

家屋倒壊による悲劇を繰り返さない対策を北九州市でぜひ検討していただきますよう要望して、終わります。以上です。

○主査（森本由美君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 私からは、管理不全空家の基準の部分ですけども、今、市長が明確に、今年度いっぱいですっきりその基準を出すということでありましたので、安心いたしました。

今回、法律の改正によって新しく生まれた区分でありまして、要は特定空家になるおそれがある空き家というような、あまり明確ではない基準によって決まった制度ですけども、そのためにも市民にはしっかりその基準を明らかにした上で、これを放っておくと勧告ということ、指導をやって勧告、勧告に従わないような場合は固定資産税の住宅用地の特例が解除されたりといったようなこともあります。さらに、それを怠ると50万円の過料などのケースも発生するということでもありますので、基準が明確でないとそのようなことが実行できないと思いますし、地域を見ておきますと、管理されていない空き家が本当に多いと実感しております。特に、高齢者であるとか子供たちとか、周辺を歩くことによって危険が及ぶ、そんなところを私もすごく感じておりますので、しっかりと実効性のある取組ができるようお願いをいたしまして、私も要望としたいと思います。以上です。

○主査（森本由美君） 進行いたします。日本共産党、出口委員。

○委員（出口成信君） 私からは、市営住宅の早急なカビの除去及び断熱改修工事について伺います。

私の下へ、小倉北区の市営住宅にお住まいの方から、浴室やトイレ、部屋のカビで困っていますと相談があり、お宅へ伺いました。そこには真っ黒なカビが風呂場やトイレ、台所に広がり、居間や寝室の壁には亀裂も入っていました。市の住宅管理課では、生活上のカビは居住者の責任で取り除くこととしています。生活上のカビとは、雨漏りや構造上の問題で発生したカビ以外の通常の生活で発生したカビを言います。しかし、この市営住宅は昭和46年に建設された市営住宅であり、相談者のお宅は1階の端です。3方向を外気にさらされており、床下からの湿気がひどく、冬場はいつも結露に悩まされています。古い市営住宅の壁の断熱性能は低く、室内と窓や壁の温度差も大きく、カビも発生しやすくなっています。市営住宅には所得の低い方々が多く居住されています。物価高騰の中、光熱費を抑えるため灯油ストーブを使用することにより結露も多く発生し、カビも増えてきています。

北九州市営住宅条例では、市営住宅等は安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものになるように整備するものとしています。北九州市の市営住宅の整備に対しての責任が書かれています。本市は、市営住宅にお住まいの皆さんの光熱費の負担軽減として市営住宅の省エネ・断熱改修工事を行うべきであり、このような断熱機能の低い構造が原因となったカビの発生を調査し、カビの除去を行うべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○主査（森本由美君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、災害時における医療的ケアの必要のある方の電源の確保について伺います。

阪神・淡路大震災から16年後に東日本大震災、それから5年で熊本の震災、そして、その8年後に今回の能登半島地震が発生しました。いっどこで大地震が起きてもおかしくないという認識を持って、本市がどこまで本気で備えるのかが問われております。

能登半島地震を受けて、地域や道路が寸断されて様々な人が不安を抱えておりますけれども、家に住めなくなり避難所に避難する中で、医療的ケアの必要のある方の人工呼吸器などの非常用電源をどのように確保するのが大きな課題となっております。本市では、避難所498か所のうち非常用電源があるのは65か所で、一番身近な避難所である市民センターには134か所中30か所しか非常用電源が備わっておりませんが、医療的ケアの必要のある方にとって電源を失うことは命を失うことに等しいものであります。ついては、せめて身近な市民センターには非常用電源を設置すべきと考えますけれども、見解を伺います。以上です。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 まず、出口委員から、市営住宅のカビの除去、カビの発生の調査ということのお尋ねがございました。

一般的に、鉄筋コンクリート造りの建物は気密性が高いことから、気温の低い冬などに窓や壁などに結露が付着しやすく、カビが発生しやすいという場合がございます。このため、入居者の皆様には、入居の際お渡しする住まいのしおりや毎年配布している市営住宅だよりにおきまして、換気や結露対策によりカビの発生を防ぐなど、適切な管理を行っていただくよう注意喚起を行っているところでございます。入居者の方々からカビについての相談があれば、訪問して状況を確認しており、カビの除去方法や予防対策について助言するなど丁寧な個別対応を行っております。

これまで相談のあった住戸の状況を見ると、室内のカビの発生につきましては、断熱などの住宅の構造上の課題として捉えるより、入居者の方々の日常管理において換気や結露、カビへの初期対応などを的確に行うことによって、より効果的、効率的に防いでいただくことが現実的な対応としては重要と考えられます。このため、今後も入居者の皆様に対しまして室内換気等の必要性、カビの予防について周知を図っていくとともに、必要な助言を丁寧に行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、山内委員から、市民センターには非常用電源を設置すべきとお尋ねがございました。

予定避難所における非常用電源につきまして、国の防災基本計画では非常用電源の整備に努めるとされておりまして、北九州市地域防災計画においても電源供給体制の確保に努めるということとしております。

北九州市におきましては、現在、予定避難所に指定している市民センター134の施設のうち30施設において自家発電設備などの非常用電源が整備をされております。また、北九州市が所有する電気自動車などの活用や民間企業との協定によりまして、予定避難所が停電した場合におきましても一定数の非常用電源を確保できる体制を整えております。委員御質問の市民センターへの非常用電源の確保につきましては、これまでも整備に努めており、令和6年度以降も引き続き、太陽光発電設備など国の補助制度や財政支援措置なども活用しつつ、非常用電源を確保するように努力してまいります。

いずれにしましても、医療的ケアが必要な方をはじめ市民の皆様が安心して避難できるよう、今後も予定避難所における良好な生活環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○主査（森本由美君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） まず、私から要望させていただきますけれども、一定数確保していくという答弁でありましたけれども、その一定程度というのに医療的ケアが必要な方々がはまるのかどうなのかというところが一番課題だと思います。

それで、阪神・淡路大震災、それから東日本大震災、熊本の震災、これらの大震災を受けても、いまだに家屋調査員の不足であったり、避難所である体育館の雑魚寝の状況は、何ら改善が見受けられません。これは日本の政治の悪さもあるんだと思いますけれども、今回の能登半島地震では幸いにして、これまでの震災と比較して災害関連死は少なくなっております。これは地域性でもあり、コミュニティーの充実が大きく寄与していると言われております。一方で、医療的ケアが必要な市民は孤立しやすく、地域コミュニティーからは漏れがちになります。非常用電源というのは命に直結しているわけであります。必要不可欠なものでもあります。少なくとも、非常用の電源が確保できずに市民が命を落とすことがあってはならないと私は思います。避難所はもとより、災害に備えるためにも、個人購入にも助成を要望して、私からは終わります。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。市長から、これまで市営住宅のカビを見てきたと。そうした中で、断熱よりも換気でよいと。それが現実的だと。今後は、カビの予防のための換気を知らせていくと。物すごいびっくりしてですね。断熱改修をするよりも、この人たちには換気で十分なんだという、丁寧な言葉で言っていますけど、内容は物すごくひどいですよね。もう今は省エネで、断熱効果を上げて二重窓にするとか、そうやって一般住宅にそういうことを知らせていきながら、市営住宅に住んでいる人には断熱は要らないんだと。換気で十分だろうかと。そういう言い方は本当にね、丁寧な言い方なんですけど、中身はそういうことなんです。

ときわ台団地にお住まいの方なんですけど、4棟の1階にお住まいの方からカビの相談があ

り、訪問すると、風呂場や炊事場にびっしりとカビが生えていると。早速、住宅管理課に訪問していただきました。ところが、住宅管理課は、換気してくださいと。全く同じなんですね。こう言っただけで、カビの除去などの対応は全くしてもらえなかったそうです。この方は毎日、風呂場の窓を開けています。住宅管理課の言ったとおりのことを実践しているんですね。そのことを住宅管理課にも訴えたそうです。でも、対応はしてもらえなかったそうです。なぜカビの除去、塗装するとかそういう対応に至らなかったのか伺いたいと思います。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 答弁でありましたように、私どもにもいろいろ相談がっております。それで、まず現地に行きまして、どういう状態か、これがどういう原因かというのを確認させていただいております。それで、その中で一番適切に対応できる状況が何かということで、それぞれ居住者の方にはお知らせさせていただいているというのが現状でございます。

カビのところでございますけども、断熱性能を上げれば、カビは発生する確率が確かに下がると。委員がおっしゃるところは十分承知しております。ただ、日常的な管理をしっかりしないと、断熱性能を上げてカビが生えるところは出てくる場合がありますので、そこは私どもとしては日常管理をしっかり周知、お願いしているところでございます。カビが発生している状況も、早めの対応をすれば少ない手間ですむとか、そういうところも含めて私どもとしましては今丁寧に対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 今言われたように換気とか、日常的に毎日換気をしていると。そうした中でカビが生えたんだと。これは住民に過失がないと私は思うんですけども、いかがですか。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 私どもは、まずカビが生えたときに現地にお伺いするような形でございますけども、例えば雨漏りとか、そういうことで水が浸透してカビが生えてきている事案も時々見受けられます。それは構造上の問題として私ども捉えておりますので、そういう場合につきましては市のほうで改修するといった対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） さらに、このとき住宅管理課が、4棟と5棟は向かい合わせで風通しが悪いんだと。だから、ドアや裏の窓を開けて風を通してくださいと言ったそうなんですね。向かい合わせで風通しが悪いというのは構造上の問題だと思いますけど、認識はありますか。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 建物の建て方で風の通りが変わってくることは、確かにあるかもしれませんが。ただ、換気はやっぱり大事なところで、風通しだけで換気というわけではなく、そこは、例え

ば5分でも10分でもいいので開ければ中の空気が入れ替わるようなところもございます。そういったところもしっかり私ども周知をさせていただいておりますし、すぐ換気ができるところ、そうではないというところは確かにあるかもしれませんが、換気というのが大事なので、そこは私どもとしましても丁寧をお願いをしている状況でございます。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 私、何を言っているのか全く分からないんですけど、さっきから言っているのは、ここは風通しが悪いんだと。だから開けてくれと。ここは風がよどんでいるんですよ。だから、風が通っているところで窓を開けるんだったら換気できるのは分かるんですけど、よどんでいるところで窓を開けても換気できないじゃないですか。そこでカビが生えたわけですよね。それに対して換気してくださいと。それだけじゃ解決にならないじゃないですか。それなのに対応をしなかったという問題なんですよ。おかしくないですか。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 換気の度合いというのは確かに変わってくるというところがございます。よどんでいるところでも全然換気ができないかといったら、そうじゃないところもございますので、もう少し私どもも寄り添った対応というのは必要になってくるころはあると思います。そこはしっかり、どうしたらいいかというのをもう少し丁寧にする、そういったところは心がけていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） これよどんでいるんですね。ときわ台団地なんですけど、1971年建設で53年経っているんですけど。4棟と5棟の間の1階で、中庭というんですけど入れないんですよ。入れないけど、その部分に緑のコケが一面に広がっていて、住民の方からこれをどうにか除去してくれとお願いされて、除去してもらったことがあります、あれも除草なんですかね。除草してもらったことがあるんです。これは外なんですね。しかし、そこはやっぱり1階で、湿気が多くて空気がよどんでいると。こういうことが構造上の問題だと思いますけど、もう一度答えてもらっていいですか。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 対策というのも、いろいろやり方はあると私としては考えております。それで、住民の方のお話を聞いた中でどういった対策が一番適切なのか、それをしっかり丁寧に御説明して、それによって市も何かお手伝いするところがあれば、それも一緒にやっていく。これが大事なところだと考えております。以上でございます。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 構造上の問題で床下から湿気が上がってきて、大きな団地が向かい合わせで建っているので風の通りが悪い場所だと。毎日、風呂場の窓は開けているのにカビが生え

たと。これもはや住民の過失とは言えないんじゃないかと。個別対応などという問題では回避できないと。

以前、予算特別委員会の中でカビの問題指摘したときに、角部屋とか、特に北西側に向いているところは温度差の影響でカビが生えやすい状態というのがありますという答弁があったんですね。どういうところでカビが生えやすいと認識されているんですね。そういう認識があるなら、そういった影響が想定される部屋を対象にカビの調査もしないといけないし、私どももどういう対策が取れるかと言うのであれば、こういう空気がよどんでいるところはお風呂場に換気扇をつけて、そしてさらに断熱効果を高めていくこと。これこそが最も求められる対策だということを目指したいと思います。

もう一つ、今町団地ですが、以前、家中真っ黒でカビだらけのところ、壁の塗装をしてもらったんですね。そして、この部屋も1階のちょうど隅っこの部屋なんです。改めてお宅をお訪ねしたら、以前と同じように部屋が真っ黒になっているんですね。逆戻りですね。外壁に面する部屋はびっしりカビが広がっていました。北側の外壁に面する居間の窓の下がびしょびしょで水が滴り落ちて、そこに週刊誌を何冊も敷き詰めて染み込ませていると。私も壁を触ってみましたけれども、コンクリートに直接ペンキを塗ったような壁は、触ると冷たく、結露でびちょびちょなんです。カビが生えているから、カビでぬるぬるなんですね。ドアは鉄の壁です。水をかけたようにびしょびしょで、ドアの下に水たまりができています。トイレも、上下に走る下水管が水をかけたように水浸しなんです。新たに水道管が引かれていて、保温対策のスポンジのカバーがされているんですけど、その隙間から結露が滴り落ちて、トイレの床がびしょぬれなんですね。でも、私はこのお宅を訪問したんですけど、特別にこのお宅の部屋が暖か過ぎるとか、そういうことではないんです。本当に、局長にも見ていただきたいような部屋で、まともに人間が住めるような、こんなこと言っただけは失礼なんですけど、本当に異常な状態なんです。絶対に病気になりそうなんです。

ですから、構造上の問題を再確認して、下から湿気が上がってきて、寒い外壁で結露が滴り落ちるほど出ているという。やはり適切に外壁の断熱改修、室内の断熱改修、複層ガラスへの変更、床下の除湿をぜひ検討していただきたいということを要望したいと思います。

このようなカーボンニュートラルの断熱改修をやっていただきたいんですけど、永黒団地建て替え工事を予定されていますけれども、カーボンニュートラルの実現に向けてZEH水準で整備をするとのことですが、断熱改修等、その内容を教えていただきたいと思います。

○主査（森本由美君） 建築都市局長。

○建築都市局長 永黒団地についてでございます。まず市営住宅の整備の考え方ですが、それぞれ年代ごとに整備基準があって、それは変わってきている状況でございます。今から建築する市営住宅についてはZEH水準の市営住宅という形で、断熱性能を高くすることが条件にな

ってきます。具体的には、気密性を高めるということで、外部に抜ける熱量を抑えるような構造にするという形です。具体的にどういった形が考えられるかというのは、それぞれの設計で異なってくるんですけども、例えば二重窓にすれば気密性が高くなってるところもございませう。あと、そのほかにもいろんな断熱性能があつて、今いろいろ技術が変わつてきておりますので、新しい断熱性能のものを材料として使うところもあると思ひます。

それから、Z E Hというのはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスということで、脱炭素化を目的とした住宅になりますので、CO₂の排出量を減らすということも大きな目的と考えております。そのためにはどうするかということで、例えば太陽光発電をして、自然に優しいエネルギーを活用することによって脱炭素化に向かつていくことも一緒に考えていく。そういったところを今のところは永黒団地では考えているところもございませう。以上でございませう。

○主査（森本由美君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 永黒団地がZ E H水準でと。高性能な断熱を使つて、屋根、床下、また樹脂製のサッシとか複層ガラスとか、こういう断熱など。また、省エネで高い空調設備とか、LEDに替へたりエコキュートに替へたりすると。また、先ほど言われたように太陽光発電とか、何をしたらその住民が快適に住めるかということは御存じなわけですよね。ですから、今カビで全く住めないひどい状態なんですよ。こういう状態で住んでいる方がいらつしやる。そうしたところには断熱をする、換気をする、そして高气密にしていく。何が大切かということが分かっているわけですから、そういう市営住宅に早急に改修していただきたいと。そのために頑張つていただきたいということを訴へて、私からは以上です。終わります。

○主査（森本由美君） 進行いたします。日本維新の会、松尾委員。

○委員（松尾和也君） 私からは、消防団に1点の要望と1点の御質問をいたします。

我が市では、最近、消防の出動件数も増えてきております。地域の防災の担い手である消防団の皆様の役割は増すばかりであります。

つひては、消防団の設備や、そして装備等が今後も不足なく万全に整備をされることを強く要望いたします。

そして、消防団員の拡大、拡充という本市が抱える課題について、消防団員や消防団員活動を支援している方々の中には、その地域の経営者も多くいらつしやつて、社員の方だけでなく社長自らも消防団員として地域貢献をしていらつしやる。しかし、それでも若手が不足していると聞いております。そして、そういう経営者の中には外国人技能実習生を抱へている方も多くいらつしやり、私が思うに、彼らが消防団員として活動してくれれば、消防団の活性化につながるのと同時に、地域との関わりも増え、双方に利するのではないかと考えております。

つひては、外国人技能実習生の消防団加入について本市の見解を伺ひます。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 松尾委員から、外国人技能実習生の消防団加入についての見解、お尋ねがございました。

消防団員は、特別職の地方公務員で、現行法令上、消防吏員と同様に公権力の行使が認められております。したがって、公権力の行使等に携わる職につきましても、日本国籍が必要という公務員に関する基本原則にのっとりまして、北九州市においてこれまで外国人の入団は認められていないという状況でございます。

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国などの外国人を一定期間、最大5年、企業等で受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度で、平成5年に創設されました。北九州市では、令和5年10月末現在で2,088名の技能実習生が受け入れられております。国、出入国在留管理庁の見解では、技能実習生は本来の在留資格以外で収入を伴う活動は認められていないということになっておりまして、そうしたことから報酬を伴う消防団活動を行うことはできないとされております。北九州市においても、条例に基づき、消防団員には年額報酬や出勤報酬を支払っていることから、現時点では技能実習生が入団することは困難であると考えております。

ただ、技能実習制度につきましても現在、国において、国際貢献を目的とした現在の制度を廃止し、外国人材の育成と確保を目的とした新たな制度、育成就労制度への見直しが進められております。こうしたことから、その制度の見直しの動きなど、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（森本由美君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） ありがとうございます。市長おっしゃったように、技能実習制度というのはこれまでも目まぐるしく変わってきましたし、これから抜本的に変わる可能性があると思います。そして、国の中でも、技能実習制度というくくりではありませんが、外国人の消防団加入に関して一定の議論がなされているとも聞いております。もし、近く国でそういう一定の方向性が示されて、先ほど市長がおっしゃったような特別公務員であり、公権力の及ぶ範囲のことはもちろんできませんけれども、国の方針で例えば公権力が及ばない範囲の中でその役割を地域で担うことができるようになったとするならば、そのときに本市が出遅れてしまわないように議論、研究を進めていただきたい、備えていただきたいと思っております。

技能実習生を預かる地元の社長たちは、地域の祭りであったりイベントだったり技能実習生の方たちも積極的に参加させたい、また参加させているとの声も聞いております。そして、私も多くの技能実習生と関わりを持ってまいりまして、直接話してきました。彼らもやはり仕事以外での地域との関わりを望んでいると私は思っています。超少子・高齢化の真ただただ中にある本市にとって、空き家も増えてまいりました。そうした中で、外国人の集団といいますか、彼らは6人、7人とまとまって住むことも多いですから、集団が隣近所に越してきたとなれば、不安を抱える地域の声というのも、私も回る中で議員として聞くわけでありまして。そのときに、

隣近所に越してきた彼らがえたいの知れない誰かではなくて、例えば地元の消防団員の方と一緒に回ってふだん活動をしているんだと。そういうことになれば受け止め方も違ってきますし、それは大変心強いことでもあります。それであればこれから先の近所付き合いもしやすいと思っております。

また、彼らは多くの場合とてもお若くていらっしゃるから、経験を重ねて、消防団活動においてはまさに熟練の技に達した今いる団員の方たちとの食い合わせというのも私は非常にいいんだと思っております。繰り返しにはなりますが、近く国で一定の方向性が仮に示された場合、出遅れることのないように、しっかりと時間を見つけてこの件議論していただきたいと最後に要望しまして、私の質問をこれで終わります。

○主査（森本由美君） 進行いたします。自民未来、三原委員。

○委員（三原朝利君） 令和6年度の防草対策についてお伺いします。

物事を変えていくときには、少なくともいろんなハレーションが起きるものと思います。今回、いわゆる草刈り、除草に関する予算について、除草の回数の話だけが出回り、地域や自治会の方々から不安の声が上がったようであります。しかし、本会議や、特にこの予算特別委員会での議論を受けて、草刈り等については地域住民の皆さんの負担が特段増すわけではないという基本的な方向性は変わらないと理解したところです。そこで、確認の意味も込めて改めて伺います。

まず1つ目、除草から防草へ、中央分離帯や植樹帯については、草刈りという一時的な対策、いわゆる除草ではなく、今後は防草対策へのシフトにチャレンジしていくということによろしいでしょうか。見解を伺います。

2点目、地域密着の部署といえば各区役所のまちづくり整備課です。まちづくり整備課の緊急執行案件の対応も、これまでと同等に基本的な方向性は変わらないとの認識でよろしいでしょうか。以上、よろしくお願いたします。

○主査（森本由美君） 市長。

○市長 除草、防草に関しましては持続可能なものとする。そして、負担がこれから下がっていくために除草に係る構造を見直していこうと。構造的な改革として除草から防草にシフトしていこうということで、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。こうした中で、令和6年度からいよいよ防草対策をしっかりと改革に着手していく。改革の中で防草対策を着実に進めるとともに、新技術の活用など、除草、防草のイノベーションに取り組み、また、政策の総動員をして、他の事業が持つ防草効果の活用も図ることで構造的な改革に取り組んでいきたいと考えております。

そうした中で大事なことは、除草の管理水準を低下させないということ、そして除草の負担を地域に転嫁しないということであるとと考えております。あらゆる事業分野において言えるこ

とですけれども、これをしっかりと予算の中で対応していくと。その中で、気候の状況、様々な状況ありますけど、もしも状況に応じてさらなる対応が必要になるという場合には、弾力的かつ柔軟な執行を行っていく。そして、さらにもっと必要となる場合には補正予算含め所要の措置を検討するということが制度上想定されていることで、しっかりと除草について事業運営をしていくということが大事であり、令和6年度におきましてもしっかりとそうした考え方の下でやっていくという、そのための改革にチャレンジをしていきたいと考えております。

委員の御質問にあった、まちづくり整備課は地域に密着した部署でありまして、市民の要望などを踏まえ、維持管理する重要な役割を担っております。これらのインフラ施設の適切な維持管理は、市民の皆様の安全・安心に直結するものでありますから、まちづくり整備課が行う緊急的な維持補修についてはこれまで同様、しっかりと行っていきたいと思っております。

持続可能かつ効果的な維持管理に向かって防草対策を進めるとともに、維持補修に迅速に対応するということが、安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（森本由美君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） ありがとうございます。時間の関係もありますので、今回の除草、防草対策に関連し、意見、要望をさせていただきたいと思っております。

今回の事の発端は、昨年度に比べて対象予算が若干削減されたということにあると思っております。もし、北九州市が潤沢な財政状況であれば、対象予算の削減は必要なかったと思っております。批判やハレーションが起り得るのは十分予想されたことだと思っておりますので、ある意味、当たり前のことだと思っております。

予算の5つの重点施策のうちの一つ、本分科会に関わる、町の老朽化等への対応をする。例えば、先ほどもありましたが、若戸大橋の老朽化対策をはじめ、安心・安全に関わる前市政の残した大きな課題を先延ばしするような市政を、皆さんは望んでいるわけではありません。だからこそ、本市政では老朽化対策に真正面から取り組んでいただいている。しかし、その中でも市民の皆さんには除草と地域保全の御負担が増えないようにするという、このまさに難題を解決していくことが武内市長はじめ執行部の皆さんに課された課題であり、そして使命であり、だからこそ武内市長及び執行部の皆さんは、痛みの伴う改革を勇気と決断力で前に進めていっているように私は思います。

人それぞれの考え、正義がある以上、100対ゼロで賛同ということは基本的にあり得ないと思っております。ぜひ、より説明だと思われる部分については市民の皆さんに御理解をいただけるように努力しつつも、行財政改革、そして市政変革、構造改革を推進し、安全・安心のさらなる町の確保、そしてまた生まれたお金で次世代への投資、そしてイノベーションを起こし、一人でも多くの方々が住み続けたいと感じる北九州市の未来を共につくっていききたいと思いま

す。ぜひ批判を恐れずチャレンジをし続けていってほしいと要望し、また、そのようなチャレンジをし続ける武内市政、そして執行部の皆さんをお支えし続けることをここに誓い申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○主査（森本由美君） 以上で市長質疑を終わります。

次回は3月22日午前10時から第2委員会室で分科会報告の取りまとめを行います。

本日は以上で閉会します。

令和6年度予算特別委員会 第3分科会 主査 森本由美 ㊦